(様式第９－１)

長崎県肝炎治療特別促進事業委託契約書

長崎県肝炎治療特別促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び長崎県肝炎治療特別促進事業実施細則（以下「実施細則」という。）に基づく肝炎治療特別促進事業の実施について、長崎県知事　　（以下「甲」という。）と　　以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第１条　乙は、甲の発行した肝炎治療受給者証の提示があったときは、実施要綱の趣旨に沿って最善の肝炎治療特別促進事業を行うものとする。

第２条　肝炎治療特別促進事業の実施にあたって、実施要綱及び実施細則に定めのない事態が生じたときは、甲、乙協議のうえ実施するものとする。

第３条　この契約の期間は、契約の日から　　年３月３１日までとする。ただし、契約期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から解除の申出がない場合には、１か年間同一の条件で契約を更新したものとし、その後も同様とする。

第４条　この契約に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を所持するものとする。

年　　月　　日

甲　長崎市尾上町３番１号

長崎県知事

乙

印